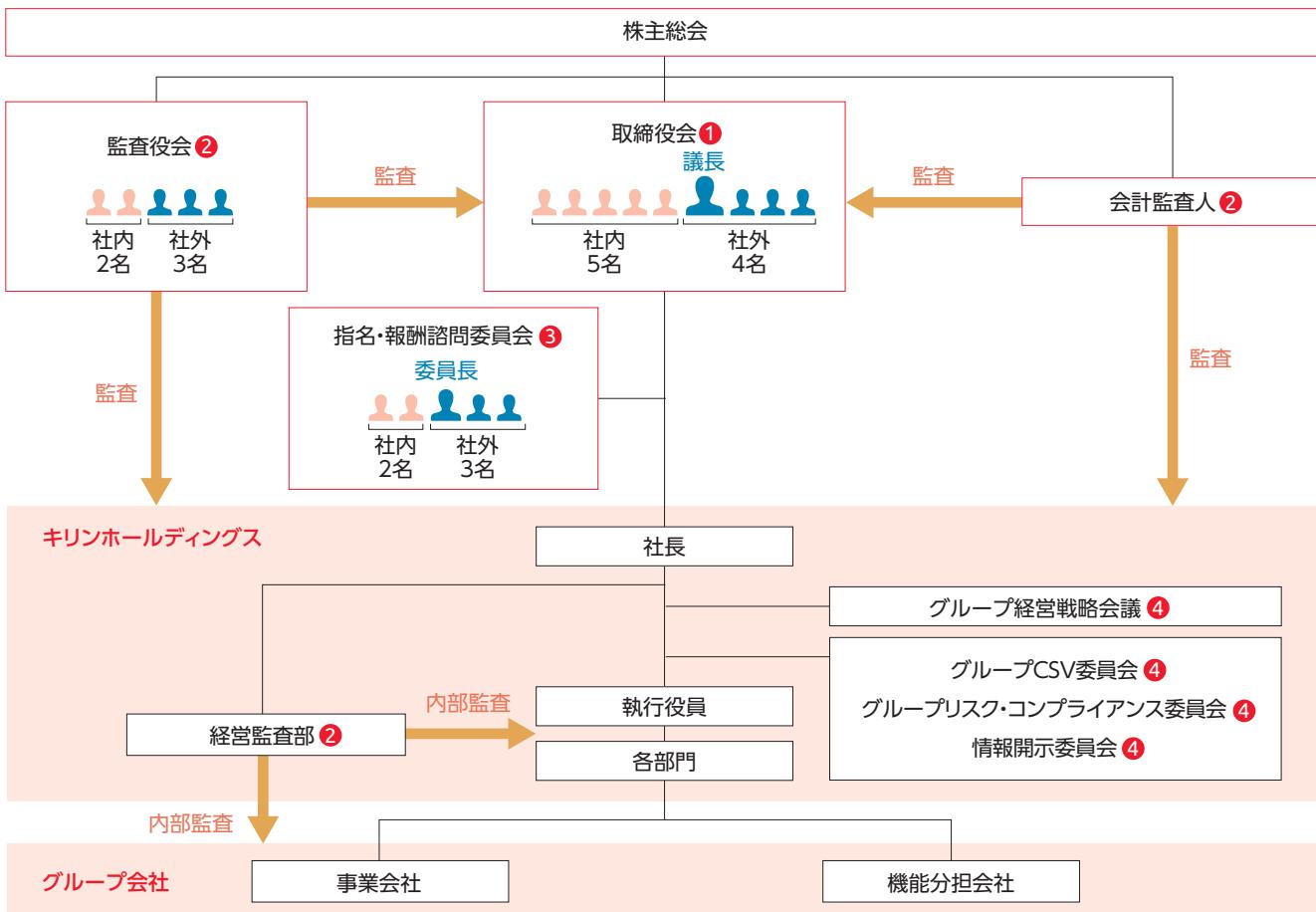


# コーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンス体制



### ① 当社が考える「取締役会の果たすべき機能」

執行・事業会社の戦略（仮説）を検証し、大所高所からの確かな提言を行うことで、「重要な意思決定」機能、「監督」機能を発揮し、中長期的な企業価値向上を促進しています。

#### 「重要な意思決定」機能

- 執行側への権限移譲により意思決定機能をコンパクトにすることで、重要案件への絞り込みや中長期・グループ経営視点での議論に集中

#### 「監督」機能

- コーポレートガバナンス・ポリシーの導入や業績評価などによりモニタリングを強化
- 社外役員が専門的・客観的な立場からの監督機能を発揮

### ② 監査役、会計監査人と内部統制部門の相互連携

- 監査役は、監査役会に加えて、取締役会など重要な会議への出席や、国内外グループ会社への往査などを通じて、取締役の職務執行状況を監査しています。また、グループ各社の監査役と緊密に連携し、監査の実効性を高めています。
- 内部監査については、経営監査部がグループの重要リスクおよび内部統制に関する監査を実施しています。なお、経営監査部、監査役および会計監査人は、情報・意見交換や協議を適宜行っています。経営監査部と監査役は内部統制部門の会議への出席を通じて必要な情報を得ており、会計監査人も必要に応じて内部統制部門に対してヒアリングを行い、それぞれ実効性のある監査を実施しています。

### ③ 取締役会の諮問機関

**指名・報酬諮問委員会：**キリンホールディングスは、2016年に指名諮問委員会と報酬諮問委員会を統合し、指名・報酬諮問委員会を設置しました。取締役会の諮問機関である同委員会は、客観的かつ公正な視点から、当社および主要グループ会社の取締役、監査役、執行役員などの選解任、報酬と、当社取締役社長の候補者計画（サクセションプラン）について審議する役割を担っています。

構成については、委員長および委員の過半数を社外取締役とし、客觀性・透明性を確保しています。任期は1年です。

【社外】 荒川 詔四（委員長）、 永易 克典、 柳 弘之

【社内】 磯崎 功典、 三好 敏也

### ④ 社長の諮問機関

**グループ経営戦略会議：**キリングループに影響の大きい戦略および投資に関する事項について、社長の意思決定を補佐・支援しています。

**情報開示委員会：**社長の委任により、株主・投資家への有益な情報提供の観点から、適時開示情報をはじめとする情報の重要性と開示の必要性をタイムリーに審議・決定しています。

**グループCSV委員会：** P.31参照

**グループリスク・コンプライアンス委員会：** P.50参照